

○大府市病児・病後児保育支援事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、病気の回復期(いまだ病気の回復期に至らない場合を含む。)にあり、集団保育が困難な中学校就学前の児童について、当該児童の保護者が仕事の都合等により家庭で育児を行うことが困難な場合に、一時的に当該児童を預かることにより、保護者の子育て及び就労を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的として予算の範囲内において交付する大府市病児・病後児保育支援事業等補助金(以下「補助金」という。)について、大府市補助金等交付規則(昭和46年大府市規則第7号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象等)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、特定非営利活動法人福祉サポートセンターさわやか愛知を運営主体とするもの(以下「派遣型病児・病後児保育事業者」という。)及び児童福祉法第34条の18第1項の規定による届出をした医療機関(以下「施設型病児・病後児保育事業者」という。)とし、補助金の種類、補助対象経費及び補助金の額は、別表の交付基準のとおりとする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、市長が別に定める日までに、補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(変更交付の申請)

第4条 補助事業者は、前条の申請書の内容を変更するときは、市長に補助金変更交付申請書(第2号様式)を提出するものとする。

(実績報告書)

第5条 補助事業者は、補助金の実績について、次の各号に掲げる補助金の種類に応じ、当該各号に定める時期に実績報告書(第3号様式)により市長に報告しなければならない。

- (1) 病児・病後児保育支援事業補助金 四半期(4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月まで及び翌年1月から3月までの各区分による期間をいう。以下同じ。)ごと
- (2) 病児・病後児保育運営費補助金 補助事業が完了したとき。

2 前項の実績報告書は、次の各号に掲げる補助金の種類に応じ、当該各号に定める時期までに市長に提出しなければならない。

- (1) 病児・病後児保育支援事業補助金 四半期の翌四半期の初日から起算して10日を経過した日
- (2) 病児・病後児保育運営費補助金 補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金 補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日

(補助金の交付)

第6条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、相当と認め
たときは、補助事業者の請求により、次の各号に掲げる補助金の種類に応じ、当該各号
に定める時期に、速やかに補助事業者に補助金を交付するものとする。

- (1) 病児・病後児保育支援事業補助金 四半期ごと
- (2) 病児・病後児保育運営費補助金 実績報告書の提出後
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金 実績報告書の提出後

2 補助事業者は、補助金の公正かつ効率的使用及び事業の誠実な執行に努めなければな
らない。

(交付の決定の取消し又は補助金の返還)

第7条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部若し
くは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることが
できる。

- (1) この要綱又は交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。
- (4) 事業を中止又は廃止したとき。

(検査等)

第8条 市長は、補助事業者に対して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすること
ができる。

2 補助事業者は、当該補助事業に係る収支を整理記帳し、その証拠書類、帳簿等を整理
し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月17日から施行し、改正後の大府市病児・病後児保育支
援事業等補助金交付要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の大府市病児・病後児保育支援事業等補助金交付要綱
の規定に基づいて行われた申請その他の行為は、改正後の大府市病児・病後児保育支
援事業等補助金交付要綱の規定に基づいて行われたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

交付基準

補助金の種類	補助事業者	補助対象経費	補助金の額
病児・病後児保育 支援事業補助金	派遣型病児・ 病後児保育事 業者	病児・病後児保育支援事業費	市内に居住する中学校就学前の児童（生後6か月未満の者を除く。）の保護者（病児・病後児の一時預かり保育を利用した日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）が、病児・病後児の一時預かり保育を利用した時間数（1日当たり8時間を限度とする。）の合計に1,200円を乗じた額に3分の2を乗じて得た額
病児・病後児保育 運営費補助金	派遣型病児・ 病後児保育事 業者	病児・病後児保育に係る運営管理費 及びスタッフ養成講座費	補助対象経費の実支出額と2,100,000円を比較していずれか低い額
	施設型病児・ 病後児保育事 業者	病児・病後児保育に係る運営管理費	補助対象経費の実支出額
新型コロナウイルス感染症対策 支援事業費補助 金	派遣型病児・ 病後児保育事 業者 施設型病児・ 病後児保育事 業者	職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）及び子ども用マスク、消毒液等の備品購入費、事業所等の消毒など新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に必要な経費	補助対象経費の実支出額と300,000円を比較していずれか低い額ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた額とする

第1号様式

年 月 日

年度

補助金交付申請書

大府市長 殿

所在地

団体名

代表者氏名

年度
請します。

補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申

1 交付申請額

金 円

2 事業概要等

(1) 事業実施場所

(2) 事業施行期間 年 月 日から 年 月 日まで

(3) 事業施行理由

(4) 事業計画概要

(5) 事業施行の効果

(6) 添付文書

年度病児・病後児保育運営費補助金事業計画書

事業計画概要	<p>1. 実施場所： 名称： 住所：〒 電話： FAX：</p> <p>2. 対象者（次の①～③のすべてに該当する児童） (1) 1歳～小学校6年生までの児童 (2) 病気または病気の回復期であり、集団保育が困難である児童 (3) 保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童</p> <p>3. 保育時間 曜日～ 曜日 時～ 時 (休業日： 曜日)</p> <p>4. 受付時間 曜日～ 曜日 時～ 時</p> <p>5. 定員</p> <p>6. 利用料金</p> <p>7. 処遇職員数 名（常勤 名）</p> <p>8. 年間開設日数 日</p> <p>9. 設備状況 保育室 m² 観察室又は安静室 m² 調理室 m² その他（トイレ） m²</p>
事業施行の効果	
予算額調	<p>別添 年度歳入歳出予算抄本のとおり</p>

年度歳入歳出収支予算書抄本

(単位：円)

収入	金額	支出	金額
補助金収入 (大府市)		人件費	
利用料 (件)		通信運搬費	
		消耗品費	
		光熱費	
		その他	
合計			

上記は原本と相違のないことを証明する。

年 月 日

団 体 名

代表者氏名

印

年 月 日

年度

補助金変更交付申請書

大府市長 殿

所在地

団体名

代表者氏名

年度
添えて申請します。

補助金の交付を受けたいので、関係書類を

1 変更交付申請額	円
当初交付申請額	円
差 額	円

2 事業概要等

(1) 事業実施場所

(2) 事業施行期間 年 月 日から 年 月 日まで

(3) 事業施行理由

(4) 事業計画概要

(5) 事業施行の効果

(6) 添付文書

第3号様式

実績報告書

年 月 日	
大府市長 殿	
所在地	
団体名	
代表者氏名	
年 月 日付 第 号で補助金等の交付決定を受けた 年度 補助事業が完了したので報告します。	
施行場所	
施行期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
1 事業実績及び効果	
2 添付書類	

請 求 書

大 府 市 長 殿

金 _____ 円

ただし、 年度 _____ 補助金として、上記の金額を請求します。

年 月 日

所 在 地 _____

団 体 名 _____

代表者氏名 _____

上記金額の振込先

金 融 機 関	
預金の種類	
口 座 番 号	
口 座 名 義	